

西郷村告示第211号

令和3年第4回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和3年11月24日

西郷村長 高橋 廣志

記

1. 期 日 令和3年11月30日

2. 場 所 西郷村議会議場

應 招 不 應 招 議 員

・ 應招議員（15名）

1 番 鈴木昭司君	2 番 大竹憂子君	3 番 鈴木修君
4 番 君島栄一君	5 番 鈴木武男君	6 番 河西美次君
7 番 松田隆志君	8 番 鈴木勝久君	9 番 真船正晃君
10 番 藤田節夫君	11 番 矢吹利夫君	12 番 上田秀人君
14 番 大石雪雄君	15 番 秋山和男君	16 番 真船正康君

・ 不應招議員（1名）

13 番 後藤功君

令和3年第4回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

令和3年11月30日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第59号 西郷村特定事業活動施設等の村税の特例に関する条例
- 日程第 4 議案第60号 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第61号 西郷村教育支援委員会条例
- 日程第 6 議案第62号 令和3年度西郷村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第63号 令和3年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 議案第64号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第65号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第67号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 例月出納検査結果報告

・出席議員（15名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君	16番 真船正康君

・欠席議員（1名）

13番 後藤 功君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	田中節子君
参事兼 総務課長	真船 貞君	参事兼 企画政策課長	福田 修君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防 災 課 長	緑川 浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	住民生活課長	和知正道君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	黒須賢博君	参事兼 産業振興課長	長谷川洋之君
建 設 課 長	相川 晃君	拠点整備室長	関根 隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	関根由美君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局次長兼 農地振興係長	小松紀貴君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議事局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議事局長 兼事務係長	金 田 洋 子		

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

13番後藤功君から通院のため本日の会議は欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。

次に、議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、令和3年第3回西郷村議会臨時会会議録及び令和3年第3回西郷村議会定例会会議録、令和4年西郷村議会定例会会期日程（案）を、それぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告ですが、本日正午締切りですのでご留意願います。

次に、これまでに受理いたしました請願1件につきましては、11月25日に開催されました議会運営委員会において諮問した結果、別表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。また、要望書1件、郵送による陳情2件が提出されておりますので、閲覧に供することといたします。閲覧を希望する方は、議会事務局まで申し出るようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。

本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。なお、農業委員会事務局長につきましては、休職中につき、事務局次長が出席しておりますのでご了承のほどをよろしくお願いいたします。

ここで、過日11月1日に新しく西郷村教育長に就任されました秋山充司君から、第4回西郷村議会定例会の開会に当たり、改めて就任の挨拶を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 皆様、おはようございます。

このたび、議会の皆様のご同意をいただき、11月1日付で教育長に就任いたしました秋山充司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

貴重なお時間をいただき、ご挨拶の機会を賜りましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

今、新型コロナウイルスにより、今までの生活が一変し、社会全体が不安と緊張と葛藤の中にあります。このような重要な時期に教育長の職を引き受ける立場となり、その職務の重大さに身の引き締まる思いであります。

このたびいただいたこの立場において、高橋廣志村長が進める村づくりの実現に向け、その基盤となる人づくりについて、今まで積み上げられてきました「自立と共生」

という西郷村教育基本理念に基づいた諸政策を受け継ぎ、さらなる充実、発展を目指して全力で取り組んでまいります。

これまで私は、37年間の教職生活の中で、最後の6年間で西郷村で勤務させていただきました。子どもたちのために保護者の皆様や地域の方々のご協力を得て、職員とともに小・中学校の学校経営に当たらせていただきました。また引き続き、西郷村中央公民館長として6年7か月にわたる社会教育の経験をさせていただきました。これらの経験を今後の教育行政において、学校教育のみならず、生涯学習やスポーツ文化の振興発展のために生かしてまいりたいと思います。

もとより微力ではありますが、西郷村教育行政充実のために全身全霊で取り組んでまいりたいと思います。どうぞ皆様、ご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

○議長（真船正康君） 教育長の挨拶が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に5番鈴木武男君、6番河西美次君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正康君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付いたしました日程表のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より12月10日までの11日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月10日までの11日間と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第59号～議案第63号）

○議長（真船正康君） 次に、日程第3、議案第59号より日程第7、議案第63号までの議案5件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日提案いたしました議案の大要についてご説明を申し上げます。

提出議案は、議案第59号「西郷村特定事業活動施設等の村税の特例に関する条例」ほか、条例制定及び一部改正がそれぞれ1件、令和3年度補正予算2件の計5議案でございます。

議案第59号「西郷村特定事業活動施設等の村税の特例に関する条例」であります
が、福島復興再生特別措置法に基づき、事業者が農林水産業や観光業等で原子力災害
の風評被害に対処するために実施する事業活動の振興を図るため、この条例を制定し
ようとするものであります。

次に、議案第60号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります
が、健康保険法施行令等の改正に伴い、産科医療補償制度の掛金の見直しと併せ、出
産育児一時金の支給に関して所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第61号「西郷村教育支援委員会条例」であります。教育上特別な支
援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する早期からの一貫した教育支援を充実させ
るために委員会を設置することについて、この条例を制定しようとするものでありま
す。

続きまして、議案第62号「令和3年度西郷村一般会計補正予算（第6号）」につ
きましてご説明申し上げます。

令和3年度西郷村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞ
れ5億1,529万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を115億
1,871万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスに対する3回目ワクチン接種
に関する経費のほか、学校給食センター建て替えに伴う工事請負費など、各種施策の
実施に必要な予算を計上しております。

次に、議案第63号の特別会計予算につきましては、その事業目的達成のため所要
の補正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案の大要についてご説明させていただきましたが、
細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上ご議決を賜りますよ
うよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 村長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正康君） 続いて、議案第59号に対する細部説明を求めます。
税務課長。

（参事兼税務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第60号に対する細部説明を求めます。
住民生活課長。

（住民生活課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第61号に対する細部説明を求めます。
学校教育課長。

（学校教育課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第62号に対する細部説明を求めます。
財政課長。

（参事兼財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 続いて、議案第63号に対する細部説明を求めます。
健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正康君） 以上で細部説明が終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） ここで、議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案4件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、議案を配付しますので暫時休憩いたします。

（午前10時30分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時31分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第64号～議案第67号）

○議長（真船正康君） ただいま追加提案されました議案4件につきましては、日程第7の次に追加日程第1、議案第64号、追加日程第2、議案第65号、追加日程第3、議案第66号、追加日程第4、議案第67号としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第64号から追加日程第4、議案第67号までを一括上程いたします。

なお、この4議案につきましては、村長より議案第59号から議案第63号とは切り離して先議していただきたいとの申出があります。上程後は、本日直ちにこれを先議することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第67号の4議案については、本日先議することに決定いたしました。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(真船正康君) 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(真船正康君) 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長(高橋廣志君) 本日追加提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

追加提出議案は、議案第64号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」ほか、条例一部改正が3件の計4議案でございます。

なお、追加提案いたします議案第64号から議案第67号につきましては、福島県人事委員会の勧告等により令和3年12月の期末手当及び勤勉手当の支給率の引下げを行うものであります。

また、不利益不遡及の原則により、令和3年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き下げするためには、当該手当の支給基準日である令和3年12月1日前までに条例改正が必要となるため、本日追加上程をさせていただきました。

また、ただいまは追加議案上程に対し、先議することの決定をいただきありがとうございました。

それでは、追加上程いたしました議案第64号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第65号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、議案第66号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第67号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」であります。職員の期末手当につきましては、福島県人事委員会の勧告により支給率を下げることに必要の改正をしようとするものであります。

また、議会議員及び村長等並びに西郷村会計年度任用職員につきましては、一般職に準じ、それぞれの期末手当の支給率を引き下げることに必要の改正をしようとするものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案の概要についてご説明させていただきましたが、細部につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真船正康君) 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長(真船正康君) 続いて、議案第64号から議案第67号に対する細部説明を求めます。

総務課長。

(参事兼総務課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正康君) 細部説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで、議案調査のため午前11時30分まで休憩いたします。
（午前10時45分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。
（午前11時30分）

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、追加日程第1、議案第64号を議題といたします。

議案第64号に対する質疑を認めます。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、追加日程第2、議案第65号に対する質疑を認めます。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、追加日程第3、議案第66号に対する質疑を認めます。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第66号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、追加日程第4、議案第67号に対する質疑を認めます。

12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 12番です。議案第67号について質疑をしたいと思います。

本来ですとこれ、議案第64号から全部絡むのかなとは思いますが、これは、国のほうの人事委員会のほうでは答えがきちっと出ていないというふうに、私は理解しております。そういった中で、県の人事委員会の勧告によって、今回これを出してきたというふうに説明を受けたんですけども、県の人事委員会の勧告を受けて、広域圏での給与等の審議を行ったのかどうなのか、まず確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長(真船正康君) 総務課長。

○参事兼総務課長(真船 貞君) ただいまの質疑にお答えします。

広域圏のほうでの審議というのは、してございません。

○議長(真船正康君) 12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) ただいま答弁いただいて、広域圏での協議、審議はしていないという答弁だというふうに理解をします。

私は、常々思っているのは、地方自治法上、県と市町村というのは同等だというふうに考えております。自治法でもそのように規定されているというふうに理解しております。

ですから、国から、人事院勧告で流れてきたものであれば、ある種国からの予算の関係もあるので従わざるを得ないというのは理解できます。ところが、同等である県の指名した人事委員会の勧告を受けて、広域圏で協議もせずに、審議もせずに、なぜこういうふうな条例改正を出してくるのか、そこが理解できません。

それについて、もうちょっと丁寧な説明をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(真船正康君) 総務課長。

○参事兼総務課長(真船 貞君) お答えいたします。

職員等の給与については各自治体の条例に基づいてという形になっておりまして、この会計年度任用職員についても村の職員に準じてという形になりますので、そういうことで、村の判断で今回上程をさせていただいたということになります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私ね、ここで別に職員にリップサービスするつもりはないです。職員の方と、いわゆる会計年度の任用職員、給与というのが全然違いますよね。給与が全然違う中で、この期末手当に関しても同等の扱いをされていて本当にいいのかなど思ってしまうんです。要するに、職員が足りない分を会計年度の職員に手伝ってもらって、皆さん、職員の方は業務を回しているというふうに理解をする。そういった労をねぎらう意味であれば、これは来年の4月1日からの実施となっていますけれども、やるべきではないかなど考えるんですよ。

これに対して総務課長に答えを出せと言っても難しいと思いますので、これをやらなければ、村は来年の4月1日からの財政上厳しくなるんですか。会計年度の方の勤務条件に関する条例の一部を改正しなければ、来年度の予算編成というのは難しいんですか。そこをちょっと確認したいです。いかがですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今回の改正で、金額にすれば幾らかの支出が減るということにはございますけれども、これがあるから全て、難しいのかという話になるとそういうことではありません。ただ、公務員の給与については、やはり他の自治体あるいは民間等との比較の中で、それに均衡を保つということになりますので、人事院あるいは人事委員会のほうは、そういったことで勧告をされてきますので、制度上それに従うという形での対応ということになります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ご理解いただきたいと言われても、理解できないです。

いつも、常々、私ここで言っているのは、労働に対しての対価だというふうにお話をしていきますよね。ですから、職員の方とこの会計年度の再任用の職員というのは、ほぼほぼ同じような仕事をされている。それにもかかわらず、給与の差があまりにもあり過ぎる。そういった中でこういった条例改正をするということは、さらにその格差を広げる危険性があるというふうに、私は理解をします。ですから、もし会計が組めないというわけではないということであった、今、答弁をいただいたんですけども、そういう考えの下であれば、きちんと会計年度の、再任用の職員に関しては、職員としての立場を守るべきではないかというふうに考えます。

ですから私は、これはやるべきではないというふうに申し上げて質疑を終わります。以上です。

○議長（真船正康君） そのほか、議案第67号に対する質疑を認めます。

10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 10番藤田です。議案第67号について質疑いたします。

これは、先ほどの議案の説明の中で、会計年度任用職員について、来年4月1日から施行するということになっていますけれども、先ほどの説明では、この制度の経過、途中なので、その措置のために12月じゃなくて来年4月1日ということなんですけ

れども、この経過措置について、何の経過措置なのか、お示してください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

この経過措置と申し上げましたのは、以前、村の会計年度任用職員が臨時職員というふうなことで言われていた時代に、いわゆる期末手当については各月、6月、12月にそれぞれ0.5月ということを出していました。それが会計年度任用職員制度に変わって、それを職員並みに上げていこうということで、予定としては、0.5が0.75、1か月。そして最終的に1.25。これは、今回、1.25が1.175になるわけですがけれども、そういったことで徐々に年度ごとに上げていくという対応の途中でございます。今年、いわゆる100分の100の年でございまして、来年以降に今度の改正があれば100分の117.5になるという形でございます。そういった意味での経過年度ということにさせていただいているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） その経過措置は、今年度で終わるということなんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

はい。今年度はいわゆる、先ほど申し上げましたとおり、6月に一月分、12月に一月分ということになります。来年、令和4年の6月には1.175、12月に1.175ということで、これで職員と並ぶという形になります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） この会計年度任用職員ですか、これはやっぱり労働条件も悪くて、当然給与も低いということで改善されたと思うんですよ、この会計年度任用職員ということで。にあるにもかかわらず、今でも相当、これは職員並みには当然いかないわけであって、会計年度任用職員だって職種によっては大分金額も違うと思うんですけれども、そういった処遇改善をしておきながら、こういった人勧に合わせて、別に削減しなくてもいいわけですよ。別に人事委員会勧告に従わなくても。と、私は思うんですけれども、その辺はいかがなんですか。これから全て人勧に従って、会計年度任用職員もそれに準じていくということなんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今、申されているような内容というのは、職員と同じような職務を担っていただいているということで、それは私どもも理解しております。その辺については、いわゆる基本的な部分で対応すべきものというふうなこともありますので、今後、国のほうでも福祉職等の給与改善が言われるという中で、当然そういった形の人には見直しなんかもあるのかもしれないので、それは、いわゆる基本給の中で対応していく部分というふうに解釈しています。

それで、今回の期末手当については、いわゆる民間でいいますところのボーナスに

値するものでございまして、その点については、やはり景気動向とかそういったものに左右されますので、制度的にそこに、人勸等の勧告はそういったものを加味してということになりますから、そこはどうしても従わざるを得ないのかなというふうには考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 処遇改善なんかは基本給で、今後の改正の中でやっていきたいということですが、私は、先ほど上田議員のほうもありましたけれども、同じ仕事を職員とやりながら、それでも給料の差が最初からついているということが現実と思うんです。人勸とかは、あくまでも職員がメインであって、メインというか、職員が人勸に応じなくちゃいけないということがあるので、今回のこういった処置、12月はそのままま行って、経過措置ということで来年の4月から、要するに6月12月に、ボーナスにそれが影響してくるわけなんですけれども、そういった意味では、こういったことは、不利益になるようなことは、いや、いっぱい金をもらってれば別ですけれども、そういったことではないんで、一生懸命村のためにやってもらっているんでね、ぜひ、何でも人勸、職員に準ずるなんていうことではなくて、これは村で独自に考えてやっていただきたいと。そのぐらいの気持ちは村長もあってしかるべきかなと思うんですけれども、そういったことで質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） そのほか、議案第67号に対する質疑を認めます。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第67号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（真船正康君） 次に、日程第8、例月出納検査の結果報告を求めます。

西郷村監査委員、鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 監査委員からご報告申し上げます。

例月出納検査の結果につきましてご報告申し上げます。

令和3年8月期から10月期までの3か月分の例月出納検査の結果につきましては、お手元に配付した内容となっております。

以上、監査結果報告を終わります。

○議長（真船正康君） 監査委員の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月6日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時48分）

